

**「ユマニチュードの国際展開に係る普及促進業務委託」
提案競技募集要項**

令和7年8月

国境なきユマニチュード推進本部準備委員会
(福岡市福祉局ユマニチュード推進部ユマニチュード推進課)

1 事業名称

ユマニチュードの国際展開に係る普及促進業務委託

2 事業目的

認知症の最大のリスク因子は加齢で、年を取れば誰でも認知症になる可能性がある。2040年には全国の高齢者の7人に1人が認知症になると予想されているが、本市においても人口増加の中心が65歳以上と高齢化が急速に進み、2040年には認知症の人が1.6倍（2023年比）になると見込まれていることから、地域社会全体で認知症の人を支えていく必要がある。

こうした中、本市は認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」を目指し、平成30年度より、認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード®」の普及促進を行っている。ユマニチュードとは、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱を中心に認知症の人に優しさを伝えるコミュニケーション技法で、認知症の人だけではなくケアをする側の負担軽減にも繋がることから、本市ではユマニチュードを地域に広める「地域リーダー」を養成し、公民館や小中学校、介護専門職向けの講座等を開催するなど、福岡市独自の取り組みを実施している。

また、福岡市は令和5年度に、国境を越えてユマニチュードを推進する「国境なきユマニチュード憲章」の理念に賛同し、自治体としては世界で唯一、同憲章に調印した。

福岡市はこれらの取り組みを通じて得られた知識、経験及びネットワークを生かして、超高齢社会におけるアジアのモデル都市として国際社会に貢献したいと考え、「国境なきユマニチュード憲章」に調印した各団体のユマニチュード普及活動の支援を通じて国際的な課題解決に寄与することや、得られる知見を市内の高齢者施設の活動や市民の暮らしに役立てることを目的として、ユマニチュードを国際的に普及促進するための拠点を福岡市内に設立する。

本事業は、その拠点において国内外に向けたユマニチュードの普及促進業務に従事する事業者を公募するもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 総事業費

19,965千円（上限金額、消費税及び地方消費税含む）

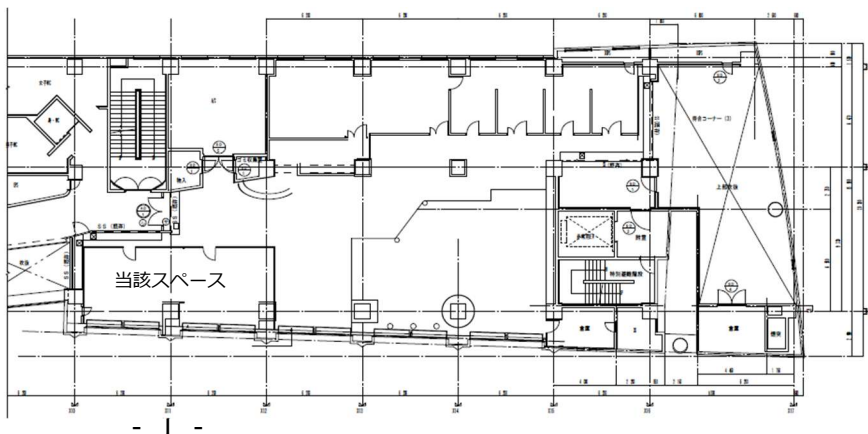
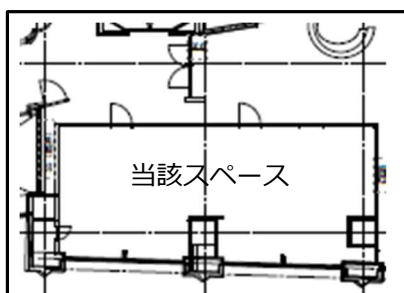
5 事業実施場所

福岡市健康づくりサポートセンター（あいれふ）2階

認知症フレンドリーセンター内の一室

住所：福岡市中央区舞鶴二丁目5-1

面積：60㎡程度



6 委託内容

資料1「委託業務概要」のとおり

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という。）を有するものでなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税に係る徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 法人若しくは任意団体（以下「法人等」という。）で市内に事業所のあるもの又は業務上の提携を行っている2以上の法人等若しくは個人事業者で構成する共同体（市内に事業所のある法人等を含むものに限る。以下「共同事業体」という。）であること。
- (9) 共同事業体にあつては、構成する各事業者の中から代表事業者（法人等に限る）を定めることとし、かつ、構成事業者の役割分担が明確に定められていること。
- (10) 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(9)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。
なお、最優秀提案事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。
- (11) 本事業について委員会の構成員である以下の者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係等において密接な関係がある者でないこと。
 - ・ 一般社団法人 日本ユマニチュード学会
（所在地：東京都目黒区東が丘2-5-1 国立病院機構東京医療センター内）
 - ・ SAS Humanitude（Ecole Humanitude、Humanitude France et Agevillage、Institute Gineste-Marescotti など関連団体含む）

8 スケジュール

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年8月 4日(月) |
| (2) 説明会参加申込書提出期限 | 令和7年8月 7日(木) 17時まで |
| (3) 説明会 | 令和7年8月 8日(金) 16時から |
| (4) 質問書提出期限 | 令和7年8月21日(木) 17時まで |
| (5) 質問書回答日 | 令和7年8月25日(月) |
| (6) 提案競技参加申込書提出期限 | 令和7年8月29日(金) 17時まで |
| (7) 提案書等提出期限 | 令和7年9月 5日(金) 17時まで |
| (8) 提案競技参加辞退期限 | 令和7年9月 5日(金) 17時まで |
| (9) 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会 | 令和7年9月上旬(予定) |
| (10) 事業者決定 | 令和7年9月上旬(予定) |
| (11) 供用開始(予定) | 令和7年10月上旬頃 ※詳細は協議による |

※提案事業者プレゼンテーション・選定委員会の日程については参加事業者に改めて通知します。

9 説明会の開催・質問の受付

(1) 説明会の開催

① 開催日時

日時：令和7年8月 8日(金) 16時から

場所：福岡市中央区舞鶴二丁目5-1

福岡市健康づくりサポートセンター(あいれふ) 2階

認知症フレンドリーセンター(セミナー室)

② 参加申込について

説明会参加希望者は、「17 問い合わせ先・提出先」へ電子メールにて「説明会参加申込書(様式1)」を8月7日(木) 17時まで(必着)に提出してください。

③ 備考

- ・説明会への参加は1提案予定事業者につき2名までとします。
- ・提案競技への参加を希望される場合は、可能な限り説明会への参加をお願いします。(説明会の参加が提案競技への参加の必須条件ではありません。)
- ・説明会終了後には、施設の内覧を予定しています。
- ・図面類については、電子媒体で提供します。希望者には事前に提供が可能ですので、「17 問い合わせ先・提出先」にご連絡ください。
- ・説明会当日は、質疑応答の時間は設けないため、質問がある場合は、次項「(3) 質問書の提出及び回答」に沿って質問書を提出してください。

(2) 質問書の提出及び回答

① 受付期限：令和7年8月21日(木) 17時まで(必着)

② 提出方法：「質問書(様式2)」を「17 問い合わせ先・提出先」まで、電子メールにて提出してください。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

※質問事項1問につき質問書1枚としてください。

※「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は不可とします。

③ 回答方法：福岡市ホームページに掲載します。

④ 回答提示期間：令和7年8月25日(月)から令和7年9月5日(金)まで

10 提案競技参加申込書の提出

提案競技への参加を希望する場合は、「6 参加資格」を確認し、「提案競技参加申込書（様式3）」を以下のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和7年8月29日（金）17時（必着）

(2) 提出先

下記「17 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 提出方法

提出書類の原本1部を「直接持ち込み」又は「郵送（締切日必着）」にて提出すること。

※「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、④～⑦については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、④～⑪の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式3）

② 会社概要（パンフレット等も可）

注1）事業概要や事業経歴、事業（営業）報告がわかるものを提出すること。

③ 従業員数がわかる資料（パンフレット等も可）

④ 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

⑤ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑧ 委任状（様式3-1）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3-1により委任状を作成して提出すること。

- ⑨ 誓約書（様式 3 - 2）
注 1）様式 3 - 2 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。
- ⑩ 役員名簿（様式 3 - 3）
注 1）様式 3 - 3 に、代表者及び役員（クの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
注 2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
注 3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑪ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し
注 1）法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
注 2）個人の場合は、様式 3 - 4 をもとに作成のうえ提出すること。
- (5) 提案競技参加辞退届の提出
提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和 7 年 9 月 5 日（金） 17 時までに「提案競技参加辞退届（様式 4）」を提出すること。
- (6) 注意事項
共同提案の場合は、「提案競技参加申込書（様式 3）」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載し、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出すること。なお、協定書を提出すること。

1 1 企画提案書類の提出

提案競技参加申込みを行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出してください。

- (1) 提出期限
令和 7 年 9 月 5 日（金） 17 時まで（必着）
- (2) 提出先
下記「17 問い合わせ先・提出先」のとおり
- (3) 提出方法
提出書類の原本 6 部を郵送（締切日必着）又は持参し、データ（PDF 形式）を電子メールにて提出すること。データは ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「（提出月日）_（事業者名）_企画提案書」（※（ ）は必要事項を記載）とすること。
なお、電子メールを送付後に必ず電話にて連絡すること。郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とし、持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。
- (4) 提出書類
① 企画提案書
注）「委託業務概要（資料 1）」の内容について、「企画提案書作成要領（資料 2）」を参照の上、企画提案書を作成すること。なお、企画提案書には、以下の項目（アからエ）を必ず含めること。なお、本事業の趣旨・目的を達成するために必要な項目については、予算の範囲内において、自由に提案すること。
- ア ホームページの構想
イ 情報収集について具体的なプラン
ウ 国内外に向けた情報発信の方法、頻度などについて具体的なプラン
エ 何の言語で発信を行うか

オ 運営体制について、具体的な人員数と役割、安定して質の高い業務を提供するための工夫

カ 事務所・多目的スペースのレイアウトを図や写真などで示す

キ 事務所開設（令和7年10月上旬）までのスケジュールを示す

② 見積書及び積算内訳書

※ 以下に注意して作成すること。

・枚数制限なし、A4横書きとしてください（様式自由）。

・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「4 総事業費」に留意してください。

・積算内訳書については、できる限り詳細に分けて記載してください。

③ 実績紹介資料

国内外に向けたユマニチュードの普及促進業務を実施するにあたり、役立てることができると考えられる実績やノウハウがある場合、それを紹介する資料を提出すること。

1.2 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する選定委員会（以下「委員会」という。）を下記のとおり実施します。

委員会に参加する提案事業者については、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及び質疑応答）を行います。

(1) 委員会実施日

令和7年9月上旬予定

※ 実施日程は別途お知らせします。

(2) 場所

福岡市役所本庁舎（福岡市中央区天神1-8-1）での開催を予定しています。場所は別途お知らせします。

(3) 審査方法

各提案事業者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分（予定）

※ 提案事業者が1団体の場合でも、同様に委員会での審査を行います。

※ 説明者は1団体3名まで

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施し、企画提案書に記載のない追加提案は認めません。

(5) 審査内容

審査は、下記の「評価基準及び配点」に基づき、企画提案書や委員会におけるプレゼンテーションの内容及び質疑応答の内容について行い、最も得点が高いものを最優秀提案事業者候補とします。

なお、全審査委員が合計点数で90点に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案事業者候補となりません。

また、委員会に参加する提案事業者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、全審査委員が合計点数で90点以上の評価を行った場合に、最優秀提案事業者候補とみなします。

《評価基準及び配点（150 点）》

ユマニチュード国際展開に関する運営等業務委託 提案競技評価表	
評価項目	配点 (計150)
1 事業内容の充実	125
情報収集 ・国境なきユマニチュード憲章に調印した団体との円滑なコミュニケーションが期待できる提案となっているか ・国内外のユマニチュード関連の情報を効率よく収集できることが期待できる提案となっているか	50
情報発信 ・広い対象へ効率的に情報を発信できる提案となっているか ・情報発信の頻度、方法は適切であるか。	50
運営体制の構築 ・安定して高い水準の業務を提供できる体制となっているか	15
事務所機能の充実・多目的スペースのレイアウト ・事務職員が快適に服務することができる事務所となっているか ・多目的スペースは有効に活用できるレイアウトとなっているか	10
2 実現可能性	10
業務推進体制や作業スケジュールは適切か。	10
3 費用	5
費用対効果は適切か。	5
4 事業実績	10
事業実施にあたっての類似の実績やノウハウの有無 ・国際的な情報発信の実績 ・ユマニチュードに関する事業の受託実績	10

1 3 最優秀提案事業者の選定

- (1) 最優秀提案事業者の選定
委員会での審査結果を参考に、市において最優秀提案事業者を決定します。
- (2) 結果通知
結果については、速やかに全ての提案事業者にも文書で通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページにおいて公表します。
※ 結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

1 4 特記事項

- (1) 1 事業者 1 提案とし、1 事業者から複数の提案は認められません。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (3) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とします。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、事業収支計画書において設定する負担金について「4 市負担金上限額」に定める額を超えている場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とします。
- (6) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、提案内容を変更することはできません。
- (7) 提案に係る費用はすべて提案事業者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。
- (8) 提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となります。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、評価委員会による評価を行う場合、事業者決定後に事業計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用・複製することがあります。
- (10) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (11) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。
- (12) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (13) 事業者決定後の協議
 - 事業内容の協議
受託者は、提案した事業の実施内容について、改めて市と協議を行うこととし、市の承認を得て着手すること。
 - 整備内容の協議
受託者は、基本的には提案に基づき整備を行うこととするが、必要に応じて市と協議を行うこととし、市の承認を得て着手すること。

1 5 問い合わせ先・提出先

福岡市福祉局ユマニチュード推進部ユマニチュード推進課 北村
〒816-8620
福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 12 階
TEL：092-707-3117
FAX：092-733-5587
E-Mail：humanitude.pwb@city.fukuoka.lg.jp